

- 皆様のご意見をお寄せください -

「杉並区減税基金条例」の廃止を提案します

平成 23 年 12 月



ご意見をお寄せください(区民等の意見提出手続)

「杉並区減税基金条例(平成22年杉並区条例第4号)」を廃止することについて、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、皆様のご意見をうかがいます。

郵便・ファクス・Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙により、ご意見をお寄せください。また、区ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地)、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください(お名前等の公表はいたしません)。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方は、広報すぎなみなどで公表する予定です。

【 閲 覧 場 所 】

企画課(区役所東棟4階)、区政資料室(区役所西棟2階)、
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

意見募集期間 平成23年12月1日(木)～12月30日(金)

意見提出先 杉並区政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

FAX: 03(3312)9912

Eメール kikaku-k@city.suginami.lg.jp

区ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

問い合わせ先 杉並区政策経営部企画課

電話: 03(3312)2111(代表)

「杉並区減税基金条例」の廃止を提案します

区は、平成 22 年 3 月に「杉並区減税基金条例」を制定しました。この条例では、将来の特別区民税の恒久的減税と大規模災害への対応を目的として、毎年度、予算の 1 割を長期にわたって「減税基金」に積み立てていくこととしています。平成 22 年度当初予算では 10 億円を積み立てていますが、次の理由から「杉並区減税基金条例」を廃止したいと考えています。

1 区政を取り巻く社会経済環境の大きな変化

(1) 3 月 11 日東日本大震災の教訓

災害時相互援助協定を締結している福島県南相馬市に、区は支援を続けています。そこで得られた教訓は、災害発生時に区民の生命・財産を守るために、基礎自治体にとって最も重要なことは、初動体制の構築にあるということです。発災後に、何が残されたか、何が機能可能なのか、どのようなマンパワーが確保できるのかが、救助・避難・復旧・復興のスピードやコストに大きく影響します。

こうしたことから、区民の安全・安心を守るために欠かせないことは、

- まちの耐震化・不燃化の推進
- 堅固な救援所・医療機関等の整備やオープンスペースの確保
- 区民や事業者等との連携協力による対応力の強化等

であり、これらに全力で取り組むことが必要であると考えます。

(2) 景気の低迷と厳しい財政状況

リーマンショック以降の世界的な景気低迷に加え、円高やヨーロッパ諸国の信用不安など、極めて不透明な経済動向が続いています。区においても、区民税や東京都からの交付金の減収など区財政も厳しい状況にあります。

こうした中でも、保育園や特別養護老人ホームの待機者を解消するための福祉施策の充実など、喫緊の諸課題に迅速に対応し、区民福祉の向上を図ることは区の責務です。

2 「杉並区減税基金条例」の廃止

東日本大震災の教訓を踏まえ、限られた財源のもとで緊急に行わなければならない施策は何かと考えたとき、今、区に求められていることは、将来の減税を目的として毎年度予算の一定額を積み立てることよりも、直ちに行わなければならない施策に万全を期すことです。

したがって、現時点で施策の優先順位を考えると、将来の減税の財源を確保する「杉並区減税基金条例」は廃止せざるを得ないと判断しました。

3 「財政のダム」の再構築

その一方、厳しい区財政の中でも、財政健全化のための取組を進めます。現在、策定中の「総合計画」で、次のルールを提案しています。

- 決算剰余金の2分の1以上を「財政調整基金」に積み立て、いざという時には取り崩すことができる、いわば「財政のダム」として今後の災害対策などの行政需要に活用すること
- 金利動向を見据え、区債の繰り上げ償還を行うこと

4 「正の遺産」の継承

「減税基金条例」には、次世代に「正の遺産」を残していきたいとの思いがありましたが、「減税基金条例」を廃止してもこの思いは大切であると考えています。

そこで、新たに策定する「総合計画」において、次代を担う子ども、青少年の育成を目的とした基金の創設を計画することとします。

厳しい財政状況の中でも、区民の信託に応えるために、慎重な区債発行と新たなルールに基づく基金積み立てなどのもとに持続可能な財政運営に努めていきます。

区民の皆さんのご理解を、どうぞよろしくお願いいたします。

【区長コメント】

区民の安全・安心を第一に

杉並区長 田 中 良

これからの10年は、首都直下地震などの大災害の発生を現実のものとして受け止め、区民の安全・安心に向けて全力で取り組んでいくべき期間と言えます。

また、少子化・高齢化の進展に対応した福祉施策や、将来に向けてのまちづくりにも取り組んでいかなければなりません。

そうした中で、「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を将来像とする杉並区基本構想の答申案が取りまとめられたことを踏まえ、その実現の道筋となる「杉並区総合計画(案)」・「杉並区実行計画(案)」を策定しました。

現在、円高やヨーロッパ諸国の信用不安などにより、区財政の動向は今後一層厳しい状況が続くものと考えますが、私は、区民の安全・安心を確保するために万全を期すことが、区民の生命に責任を持つ基礎自治体の使命であると考え、そのために全力を尽くしてまいります。

また、こうした考えに基づき、様々な意見がある「将来の減税を目的とする減税基金」は廃止したいと考えます。

どうぞ皆様のご理解をお願い申し上げます。

【添付資料】

- 1 杉並区減税基金条例
- 2 杉並区特別区民税の恒久的減税の基本方針
- 3 杉並区減税基金管理方針

杉並区減税基金条例

(設置)

第一条 特別区民税の恒久的な減税(以下「恒久的減税」という。)に必要な財源及び大規模な災害により生じた経費等の財源を確保することにより、区民の負担の軽減を図るとともに、大規模な災害等の緊急時に迅速かつ適切な対策を講ずるため、杉並区減税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基本方針)

第二条 区長は、恒久的減税を計画的に実施するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 恒久的減税の実施時期
- 二 恒久的減税の規模
- 三 基金の積立ての方針
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区長は、基本方針を策定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ杉並区減税基金委員会に報告しなければならない。

4 区長は、基本方針を策定し、又はこれを変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(積立額)

第三条 毎年度基金として積み立てる額は、基本方針に基づき、当該年度の予算で定める。

(基金管理方針)

第四条 区長は、基金を确实かつ効率的に管理するための方針(以下「基金管理方針」という。)を策定するものとする。

2 基金管理方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 基金の管理の基本原則
- 二 基金の運用の目標
- 三 基金の運用の計画の策定に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区長は、基金管理方針を策定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ杉並区減税基金委員会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、基金管理方針を策定し、又はこれを変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(管理)

第五条 基金に属する現金は、基金管理方針に基づき、金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の最も确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第六条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、恒久的減税に伴

う当該年度の減収を補てんするための経費の財源に充てるものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の収益の額が同項の経費の額を超えるときは、当該超える額に相当する額を、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第七条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用状況の公表)

第八条 区長は、毎年度、基金の運用状況に関する資料を作成し、公表しなければならない。

(処分)

第九条 基金は、大規模な災害により生じた経費又は大規模な災害、経済事情の著しい変動等により生じた減収を補てんするための経費の財源に充てる場合に限り、あらかじめ杉並区減税基金委員会の意見を聴いた上で、その全部又は一部を処分することができる。

(委員会の設置)

第十条 基金の管理及び処分を適正かつ効果的に行うため、区長の附属機関として、杉並区減税基金委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、区長の諮問に応じ、基金の管理及び処分に関する事項について調査審議し、答申する。

3 委員会は、第二条第三項の規定により報告された事項並びに基金の管理及び処分に関する事項について、区長に意見を述べることができる。

(委員会の組織)

第十一条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員五人以内をもって組織する。

一 区民 二人以内

二 学識経験者 一人

三 金融業務に関する実務経験を有する者 二人以内

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して三期を超えることとなるときは、この限りでない。

(委員会の会長)

第十二条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第十三条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(基金管理監)

第十四条 基金の管理及び処分を適正かつ効果的に行うため、杉並区基金管理監(以下「管

理監」という。)を置く。

- 2 管理監は、基金の管理及び処分に係る技術的な支援及び助言を行う。
- 3 管理監は、金融業務に関する実務経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 4 管理監の任期は、三年とし、再任を妨げない。
- 5 管理監は、非常勤とする。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 杉並区災害対策基金条例(昭和39年杉並区条例第8号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に存する基本方針は第二条第一項の規定により策定したものと、現に存する基金管理方針は第四条第一項の規定により策定したものと、それぞれみなす。
- 4 第六条第一項の規定にかかわらず、基金の運用から生ずる収益は、第二条第二項第一号に規定する恒久的減税の実施時期までは、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。
- 5 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「

	杉並区まちづくり景観審議会	日額一二、〇〇〇円
--	---------------	-----------

」を

「

	杉並区まちづくり景観審議会	日額一二、〇〇〇円
	杉並区減税基金委員会	日額一二、〇〇〇円

」に改める。

なお、本条例の制定にあたり、区議会で下記のとおり付帯決議が可決されました。

杉並区減税基金条例に付する付帯決議

本条例の施行にあたり、杉並区長は、杉並区の安定した自治体経営における本条例の重要性に鑑み、次の諸点について誠意をもって対処すること。

1. 基金の積立てに際しては、行政サービスの低下を招くことなく、さらなる区民生活の向上を図ること。
2. 基本方針の策定、変更にあたっては、あらかじめ区民及び区議会の意見を聞くこと。
3. 基金管理方針の策定、変更にあたっては、あらかじめ区民及び区議会の意見を聞くこと。また、基金の運用の計画の策定、変更にあたっては、あらかじめ区議会に説明を行うこと。
4. 条例等の趣旨、内容について区民の理解が得られるよう周知に努めること。また、条例施行後、一定期間毎に条例等の施行状況を検証すること。

杉並区特別区民税の恒久的減税の基本方針

杉並区減税基金条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり特別区民税の恒久的な減税（以下「恒久的減税」という。）を計画的に実施するための基本的な方針を策定する。

1 恒久的減税の実施時期

恒久的減税の実施時期は、積立開始から 10 年経過後からの恒久的減税を目指すものとする。

2 恒久的減税の規模

恒久的減税の規模は、特別区民税の 10%相当額を当初の目標とし、基金の残高の推移を踏まえ、規模の拡大を目指すものとする。

3 基金の積立ての方針

- (1) 毎年度の基金積立額は、当初予算で一定額を積み立て、その後、行財政改革の効果額等を当該年度の補正予算で積み増すことにより、最終的に一般会計当初予算額の 1 割を目途とする。ただし、公債費（特別区債の元金償還額及び利子支払額）、財政調整基金の繰入金がある場合は、一般会計当初予算額の 1 割の額からその合計額を除く額を目途とする。
- (2) (1)にかかわらず、大規模な災害、経済事情の変動等により財源が著しく不足するときは、これを勘案して毎年度の積立額を決定するものとする。

杉並区減税基金管理方針

杉並区減税基金条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり杉並区減税基金(以下「基金」という。)を确实かつ効率的に管理するための方針(以下「基金管理方針」という。)を策定する。

1 基金管理方針の目的

基金の管理の基本原則及び管理方法を本方針に基づき定めることにより、安全かつ効率的に保管・運用することを目的とする。

2 基金の管理の基本原則

- (1) 基金は、元本を確実に保全し「安全性」を確保するとともに、運用の収益性に配慮し「効率性」の確保に努めなければならない。
- (2) 基金は、国債証券、地方債証券、政府保証証券など安全性や収益性の高い公共債等で運用を行うこととする。

3 基金の運用の目標

基金の運用の目標は、長期国債証券(10年)の利回り以上を目指すこととする。

4 基金の運用の計画の策定

- (1) 毎年度の基金の運用については、杉並区減税基金委員会に諮問し、基金運用計画を策定するものとする。
- (2) 基金運用計画の案の策定及び基金の運用にあたっては、杉並区基金管理監の支援・助言を受け行うものとする。

5 基金管理状況の公表

基金管理状況については、毎年度、その運用計画と実績を区民に公表するものとする。